

⑩特殊健康診断, 健康管理手帳

項目	チェック項目	記入欄	確認
特殊健康診断	共 <input type="checkbox"/> 石綿等 ^{※1} の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 ^{※2} に常時従事する労働者に対する健康診断の実施【石綿則40.1】		
	<input type="checkbox"/> 雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内毎に1回, 定期的に医師による健康診断を実施しているか ^{※3}		
	<input type="checkbox"/> 【参考】石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 ^{※2} に常時従事させたことのある労働者で, 現に使用しているものに対する健康診断の実施【石綿則40.2】		
	<input type="checkbox"/> 6月以内毎に1回, 定期的に医師による健康診断を実施しているか ^{※3}		
	健康診断記録の保存	共 <input type="checkbox"/> 石綿健康診断結果の記録の保存【石綿則41】 <input type="checkbox"/> 石綿健康診断個人票(石綿則様式2号)を作成し, 労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存しているか	
健康診断結果の医師の意見聴取	共 <input type="checkbox"/> 【参考】健康診断結果についての医師からの意見聴取【石綿則42】 *石綿健康診断の結果に異常の所見を有する労働者の, 健康保持に必要な措置について, 医師の意見を聴取し, 石綿健康診断個人票に記載する		
健康診断結果の報告	共 <input type="checkbox"/> 【参考】定期健康診断結果の労働基準監督署への報告【石綿則43】 *石綿健康診断の定期健康診断について, 遅滞なく, 石綿健康診断結果報告書(石綿則様式3号)を所轄労働基準監督署へ提出する		
健康管理手帳交付	共 <input type="checkbox"/> 【参考】石綿等取扱い業務従事者に対する健康管理手帳の交付【安衛法67,安衛令23.1.11,安衛則53.1】 *石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿粉じんを発散する場所における次の業務 ^{※2} に従事していた, 一定の要件に該当する者 ^{※4} に対し, 離職の際に又は離職の後に健康管理手帳を交付する ・石綿等を製造し, 又は取り扱う業務 ・石綿等を製造し, 又は取り扱う業務を除く, 石綿粉じんを発散する場所における業務(周辺業務)		

※1 石綿等 : 安衛令6条23号に規定する石綿等をいう【石綿則2.1】

「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6.23】

※2 業務 : 石綿等の製造(試験研究のための製造【石綿則40.1】)又は取扱いが行われる作業場内における業務をいう。但し石綿等の密閉等により石綿粉じんが発散しないよう措置された場所における業務を除く。また石綿等を製造(試験研究のため製造)し, 又は取り扱う業務を除く周辺業務を含む。間接ばく露者に対する健康管理対策を充実するため見直した。

【基発112600.1,2008.11.26】

※3 特殊健康診断の対象者 : 【石綿則15】により関係者以外立入禁止禁止措置を講ずべき作業場における作業に常時従事し, 又は常時従事していたもの。対象者の選定に当たっては, 必要に応じ, 当時の作業施設の見取り図(作業環境測定記録を含む), 本人及び同僚からの聞き取り調査, 人事記録, じん肺健康診断の対象者であったことを踏まえて判断する。【基発112600.1,2008.11.26】

※4 一定の要件に該当する者 : 【安衛則53.1】